

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則の一部を改正する規則

(地域福祉課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則(平成二十五年岐阜県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部地域福祉国保課」を「健康福祉部地域福祉課」に改める。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十九年四月一日

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社